第7期 第7期中間見直し

## 第3部 地域医療構想

### 第1章 地域医療構想策定の目的

高齢化の進展による医療・介護の需要増大という社会状況に対応するため、限られた医療・介護資源を 適正・有効に活用することが求められている。

このうち医療の分野では、医療機能の分化・連携により、患者の状態に応じた適切な医療を提供する体制を整備するとともに、在宅医療の充実等により、退院患者の生活を支える体制を整備する必要がある。 地域医療構想は、県民の理解のもと、各圏域において協議の場を設け、国・県・市町の取組の推進と医療機関等の自主的取組の促進により、「住民が、住み慣れた地域で生活しながら、状態に応じた適切で必要な医療を受けられる」地域医療の提供体制(=「地域完結型医療」)を整備することを目的として策定し

#### 第2章 地域医療構想に規定すべき事項

1 法令の規定

た。

地域医療構想には、以下の内容を定めることとされている。

- ①~③ 省略
- ④ 慢性期病床推計に特例を適用した場合の、平成42年の病床数の必要量
- ⑤ 省略
- ○地域医療構想に関する法令の規定

#### 【医療法第30条の4第2項7号】

地域における病床の機能の分化及び連携を推進するための基準として厚生労働省令で定める基準に従い定める区域(以下「<u>構想区域</u>」という。)における次に掲げる事項を含む将来の医療提供体制に関する構想(以下「地域医療構想」という。)に関する事項

- イ 構想区域における厚生労働省令で定めるところにより算定された第30条の13第1項に規定する病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量(以下単に「**将来の病床数の必要量**」という。
- ロ イに掲げるもののほか、構想区域における病床の機能の分化及び連携の推進のために必要なものとして<u>厚生労働省令で定める事項</u>

【厚生労働省令(医療法施行規則第30条の28の4)】

- ① 構想区域における将来の居宅等における医療の必要量
- ② その他厚生労働大臣が必要と認める事項

【厚生労働省医政局長通知(H27.3.31 医政発 0331 第 9 号)】

○慢性期病床推計に特例を適用した場合の、平成42年の病床数の必要量

#### 【医療法第30条の4第2項8号】

地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項

### 2 病床の機能区分(省略)

## 第3部 地域医療構想

### 第1章 地域医療構想策定の目的

(同左)

#### 第2章 地域医療構想に規定すべき事項

1 法令の規定

地域医療構想には、以下の内容を定めることとされている。

①~③ 省略

- ④ 慢性期病床推計に特例を適用した場合の、令和12年の病床数の必要量
- ⑤ 省略
- ○地域医療構想に関する法令の規定

#### 【医療法第30条の4第2項7号】

地域における病床の機能の分化及び連携を推進するための基準として厚生労働省令で定める基準に従い定める区域(以下「<u>構想区域</u>」という。)における次に掲げる事項を含む将来の医療提供体制に関する構想(以下「地域医療構想」という。)に関する事項

- イ 構想区域における厚生労働省令で定めるところにより算定された第30条の13第1項に規定する病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量(以下単に「**将来の病床数の必要量**」という。
- ロ イに掲げるもののほか、構想区域における病床の機能の分化及び連携の推進のために必要なものとして<u>厚生労働省令で定める事項</u>

【厚生労働省令(医療法施行規則第30条の28の4)】

- ① 構想区域における将来の居宅等における医療の必要量
- ② その他厚生労働大臣が必要と認める事項

【厚生労働省医政局長通知(H27.3.31 医政発 0331 第 9 号)】

○慢性期病床推計に特例を適用した場合の、令和12年の病床数の必要量

#### 【医療法第30条の4第2項8号】

地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項

### 2 病床の機能区分(省略)

## 第3章 構想区域の設定(省略)

## 第4章 患者の受療動向

- 1 患者の移動の状況(省略)
- 2 在宅医療の受療傾向

人口 10 万人あたりの在宅医療患者数(2013年、人/日)

	圏域	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	兵庫県
全年齢	実数	16,765	10,722	5,832	4,509	2,308	4,140	2,312	1,917	1,063	1,474	51,040
王干節	(10万人比)	1,088	1,041	801	630	823	713	863	1,092	976	1,056	917
うち	実数	16,038	10,128	5,537	4,195	2,167	3,867	2,189	1,830	1,024	1,396	48,371
65歳以上	(10万人比)	4,312	4,311	3,308	2,561	2,915	2,861	2,991	3,308	3,168	3,161	3,576

## 第3章 構想区域の設定(省略)

## 第4章 患者の受療動向

- 1 患者の移動の状況(省略)
- 2 在宅医療の受療傾向

人口 10 万人あたりの在宅医療患者数 (<u>平成 25 (</u>2013) 年、人/日)

	圏域	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	兵庫県
全年齢	実数	16,765	10,722	5,832	4,509	2,308	4,140	2,312	1,917	1,063	1,474	51,040
至千節	(10万人比)	1,088	1,041	801	630	823	713	863	1,092	976	1,056	917
うち	実数	16,038	10,128	5,537	4,195	2,167	3,867	2,189	1,830	1,024	1,396	48,371
65歳以上	(10万人比)	4,312	4,311	3,308	2,561	2,915	2,861	2,991	3,308	3,168	3,161	3,576

## 第5章 将来の医療需要と必要病床数の推計 (法令及び国提供推計ツールに基づく)

2040年

2,061 6,170 5,307 2,893 16,431 1,288 3,595 3,000 1,762 9,645 522 2,028 1,882 2,642 7,074 702 2,229 2,155 1,445 6,531 224 976 898 1,256 3,354 623 1,923 1,893 772 5,211 134 673 860 465 2,132 117 504 445 236 1,302 48 225 200 359 832 85 299 421 559 1,364 5,804 18,622 17,061 12,389 53,876

1 都道府県間、圏域間の患者流動を反映した場合の推計

			2016(H28)年度	2025(H	H37)年	差引	2030年	2035年
圏域		病床機能	病床機能報告 (稼働病床)	医療需要 (人/日)	必要病床数 (床)	正数:過剰 △: 不足	必要病床数 (床)	必要病床数 (床)
神戸		高度急性期	2,501	1,555	2,074	427	2,100	2,088
		急性期	7,557	4,609	5,910	1,647	6,196	6,231
		回復期	1,814	4,528	5,032	△ 3,218	5,310	5,349
		慢性期	2,952	2,421	2,631	321	2,877	2,921
		病床数小計	14,824	13,114	15,647	△ 823	16,483	16,589
阪神	阪神南	高度急性期	1,909	959	1,279	630	1,296	1,294
		急性期	3,929	2,705	3,468	461	3,603	3,605
		回復期	886	2,573	2,859	△ 1,973	2,998	3,006
		慢性期	2,171	1,531	1,664	507	1,794	1,788
		病床数小計		7,769	9,270	△ 375	9,691	9,693
	阪神北	高度急性期	233	373	497	△ 264	519	521
		急性期	3,105	1,474	1,890	1,215	2,010	2,028
		回復期	820	1,546	1,718	△ 898	1,845	1,880
		慢性期	2,673	2,268	2,465	208	2,636	2,662
		病床数小計		5,661	6,570	261	7,010	7,091
東播磨		高度急性期	422	548	730	△ 308	733	720
		急性期	3,668	1,739	2,229	1,439	2,310	2,286
		回復期	602	1,903	2,115	△ 1,513	2,233	2,217
		慢性期	1,527	1,270	1,380	147	1,502	1,495
ᅶᆓ		病床数小計		5,459	6,454	△ 235	6,778	6,718
北播磨		高度急性期	146	175	234	△ 88	237	232
		急性期	1,544	771	988	556	1,023	1,010
		回復期 慢性期	505	800	889	△ 384	938	931
			1,402 3,597	1,157 2,903	1,257 3,368	145 229	1,313 3,511	1,300 3,473
接麻框內	中採麻	病床数小計 高度急性期						
播磨姫路	中播磨	急性期	608	494 1,528	658	△ 50	653	638
		回復期	2,947 780	1,528	1,959 1,901	988 △ 1,121	1,998 1,972	1,968 1,942
		慢性期	1.073	692	752	321	799	794
		病床数小計		4,425	5,270	138	5,422	5,342
	西播磨	高度急性期	124	109	145	△ 21	145	140
		急性期	1,478	553	708	770	726	711
		回復期	322	810	900	△ 578	926	905
		慢性期	689	430	468	221	499	493
		病床数小計		1,902	2,221	392	2,296	2,249
但馬		高度急性期	24	100	133	△ 109	129	124
•		急性期	913	422	541	372	540	526
		回復期	198	428	476	△ 278	477	465
		慢性期	194	230	250	△ 56	252	246
		病床数小計	1,329	1,180	1,400	△ 71	1,398	1,361
丹波		高度急性期	4	39	52	△ 48	52	50
		急性期	614	184	236	378	241	236
		回復期	44	184	204	△ 160	213	211
		慢性期 <b>*特例適用</b>	432	312	339	93	368	370
		病床数小計	1,094	718	831	263	874	867
淡路		高度急性期	95	74	99	△ 4	98	93
		急性期	586	256	328	258	330	318
		回復期	232	394	438	△ 206	459	449
		慢性期 <b>*特例適用</b>	793	514	559	234	597	598
		病床数小計	1,706	1,239	1,424	282	1,484	1,458
全県	_	高度急性期	6,066	4,425	5,901	165	5,962	5,900
		急性期	26,341	14,242	18,257	8,084	18,977	18,919
		回復期	6,203	14,877	16,532	△ 10,329	17,371	17,355
		慢性期	13,906	10,825	11,765	2,141	12,637	12,667
		病床数計	52,516	44,369	52,455	61	54,947	54,841
		•						

## 第5章 将来の医療需要と必要病床数の推計 (法令及び国提供推計ツールに基づく)

1 都道府県間、圏域間の患者流動を反映した場合の推計

		<del>2017 (H29</del> ) H30年度	<del>2025(H</del> 3	<del>37R7)</del> 年	差引	<del>2030R</del> 12年	<del>2035</del> R17年	<del>2040R22</del> 年
圏域	病床機能	病床機能報告 (稼働病床)	医療需要 (人/日)	必要病床数 (床)	正数:過剰 △: 不足	必要病床数 (床)	必要病床数 (床)	必要病床数 (床)
神戸	高度急性期	2,251	1,555	2,074	177	2,100	2,088	2,061
	急性期	7,391	4,609	5,910	1,481	6,196	6,231	6,170
	回復期	2,383	4,528	5,032	△ 2,649	5,310	5,349	5,307
	慢性期	2,968	2,421	2,631	337	2,877	2,921	2,893
	病床数小計	14,993	13,114	15,647	△ 654	16,483	16,589	16,431
阪神	高度急性期	2,645	1,332	1,776	869	1,815	1,815	1,810
	急性期	5,903	4,179	5,358	545	5,613	5,633	5,623
	回復期	2,329	4,119	4,577	△ 2,248	4,843	4,886	4,882
	慢性期	4,884	3,799	4,129	755	4,430	4,450	4,404
(阪神南)	病床数小計	15,761	13,430	15,840	△ 79	16,701	16,784	16,719
(以作用)	高度急性期	2,444	959	1,279	1,165	1,296	1,294	1,288
	急性期	3,015	2,705	3,468	△ 453	3,603	3,605	3,595 3.000
	回復期 慢性期	1,248 2,253	2,573 1,531	2,859 1,664	△ 1,611 589	2,998 1,794	3,006 1,788	1,762
	病床数小計	2,253 8,960	7,769	9,270	∆ 310	9,691	9,693	9,645
(阪神北)	高度急性期	201	373	497	△ 296	519	521	522
(1921746)	急性期	2,888	1.474	1,890	998	2,010	2,028	2,028
	回復期	1,081	1,546	1,718	△ 637	1.845	1,880	1,882
	慢性期	2,631	2,268	2,465	166	2,636	2,662	2,642
	病床数小計	6,801	5,661	6,570	231	7,010	7,091	7,074
東播磨	高度急性期	430	548	730	△ 300	733	720	702
	急性期	3,523	1,739	2,229	1,294	2,310	2,286	2,229
	回復期	703	1,903	2,115	△ 1,412	2,233	2,217	2,155
	慢性期	1,512	1,270	1,380	132	1,502	1,495	1,445
	病床数小計	6,168	5,459	6,454	△ 286	6,778	6,718	6,531
北播磨	高度急性期	56	175	234	△ 178	237	232	224
	急性期	1,640	771	988	652	1,023	1,010	976
	回復期	582	800	889	△ 307	938	931	898
	慢性期	1,393	1,157	1,257	136	1,313	1,300	1,256
	病床数小計	3,671	2,903	3,368	303	3,511	3,473	3,354
播磨姫路	高度急性期	1,082	603	803	279	798	778	757
	急性期	3,848	2,081	2,667	1,181	2,724	2,679	2,596
	回復期	1,318	2,520	2,801	△ 1,483	2,898	2,847	2,753
	慢性期	1,794	1,122	1,220	574	1,298	1,287	1,237
(中播磨)	病床数小計	8,042	6,326	7,491	551	7,718	7,591	7,343
(中)田店/	高度急性期 急性期	954 2,537	1.528	658 1,959	296 578	1,998	638 1,968	623 1,923
	回復期	890	1,710	1,939	Δ 1.011	1,998	1,908	1,893
	慢性期	1,185	692	752	433	799	794	772
	病床数小計	5,566	4,425	5,270	296	5,422	5,342	5,211
(西播磨)	高度急性期	128	109	145	△ 17	145	140	134
	急性期	1,311	553	708	603	726	711	673
	回復期	428	810	900	△ 472	926	905	860
	慢性期	609	430	468	141	499	493	465
	病床数小計	2,476	1,902	2,221	255	2,296	2,249	2,132
但馬	高度急性期	24	100	133	△ 109	129	124	117
	急性期	764	422	541	223	540	526	504
	回復期	219	428	476	△ 257	477	465	445
	慢性期	175	230	250	△ 75	252	246	236
	病床数小計	1,182	1,180	1,400	△ 218	1,398	1,361	1,302
丹波	高度急性期	4	39	52	△ 48	52	50	48
	急性期	520	184	236	284	241	236	225
	回復期	88	184	204	△ 116	213	211	200
	慢性期 * 特例適用	429	312	339	90	368	370	359
NIL TIP	病床数小計		718	831	210	874	867	832
淡路	高度急性期	99	74	99	0	98	93	85
	急性期	601	256	328	273	330	318	299
	回復期	271	394	438	△ 167	459	449	421
	慢性期 * 特例適用	782	514	559	223	597	598	559
△Ⅱ	病床数小計		1,239	1,424	329	1,484	1,458	1,364
全県	高度急性期	6,591	4,425	5,901	690 5.022	5,962	5,900	5,804
	急性期	24,190	14,242	18,257	5,933	18,977	18,919	18,622
	回復期	7,893	14,877	16,532	△ 8,639	17,371	17,355	17,061
	慢性期	13,937	10,825	11,765	2,172	12,637	12,667	12,389
	病床数計	52,611	44,369	52,455	156	54,947	54,841	53,876

## 2 すべての患者が住所地圏域で受療すると仮定した場合の推計 〔参考〕

		2016(H28)年度	2025(H	H37)年	差引	
圏域		病床機能	病床機能報告 (稼働病床)	医療需要 (人/日)	必要病床数 (床)	正数:過剰 ム: 不足
神戸		高度急性期	2,501	1,418	1,890	611
		急性期	7,557	4,493	5,760	1,797
		回復期	1,814	4,486	4,984	△ 3,170
		慢性期	2,952	2,944	3,200	△ 248
	I	病床数小計	14,824	13,341	15,834	△ 1,010
阪神	阪神南	高度急性期	1,909	918	1,224	685
		急性期	3,929	2,641	3,386	543
		回復期	886	2,604	2,893	△ 2,007
		慢性期	2,171	1,644	1,787	384
		病床数小計	8,895	7,807	9,290	△ 395
	阪神北	高度急性期	233	583	777	△ 544
		急性期	3,105	1,832	2,349	756
		回復期	820	1,801	2,001	△ 1,181
		慢性期	2,673	1,663	1,807	866
		病床数小計	6,831	5,879	6,934	△ 103
東播磨		高度急性期	422	531	708	△ 286
		急性期	3,668	1,708	2,190	1,478
		回復期	602	1,928	2,142	△ 1,540
		慢性期	1,527	1,197	1,301	226
		病床数小計	6,219	5,364	6,341	△ 122
北播磨		高度急性期	146	211	281	△ 135
		急性期	1,544	768	985	559
		回復期	505	756	840	△ 335
		慢性期	1,402	827	899	503
	T	病床数小計	3,597	2,562	3,005	592
播磨姫路	中播磨	高度急性期	608	419	558	50
		急性期	2,947	1,342	1,721	1,226
		回復期	780	1,564	1,737	△ 957
		慢性期	1,073	780	847	226
		病床数小計	5,408	4,105	4,864	544
	西播磨	高度急性期	124	200	267	△ 143
		急性期	1,478	737	945	533
		回復期	322	892	992	△ 670
		慢性期	689	445	484	205
		病床数小計	2,613	2,274	2,687	△ 74
但馬		高度急性期	24	124	166	△ 142
		急性期	913	409	525	388
		回復期	198	431	479	△ 281
		慢性期	194	318	346	△ 152
		病床数小計	1,329	1,282	1,515	△ 186
丹波		高度急性期	4	78	104	Δ 100
		急性期	614	306	392	222
		回復期	44	298	331	△ 287
		慢性期 * 特例適用	432	292	318	114
NA DE		病床数小計	1,094	974	1,145	△ 51
淡路		高度急性期	95	94	126	△ 31
		急性期	586	298	382	204
		回復期	232	429	476	△ 244
		慢性期 * 特例適用	793	493	535	258
A		病床数小計	1,706	1,314	1,520	186
全県		高度急性期	6,066	4,576	6,100	△ 34
		急性期	26,341	14,534	18,636	7,705
		回復期	6,203	15,189	16,876	△ 10,673
		慢性期	13,906	10,603	11,525	2,381
		病床数計	52,516	44,902	53,137	△ 621

2030年	2035年	2040年
必要病床数 (床)	必要病床数 (床)	必要病床数 (床)
1,930	1,929	1,910
6,060	6,108	6,066
5,286	5,342	5,313
3,466	3,513	3,477
16,743	16,892	16,766
1,244	1,243	1,240
3,519	3,523	3,512
3,035	3,042	3,036
1,915	1,911	1,885
9,713	9,719	9,674
797	799	796
2,472	2,496	2,494
2,136 1,991	2,168 2,025	2,174
7,397	7,488	2,018 7,482
710	696	677
2,277	2,251	2,191
2,258	2,236	2,172
1,411	1,405	1,354
6,656	6,587	6,395
279	271	261
1,011	996	960
872	862	829
948	942	900
3,110	3,071	2,949
557	548	536
1,766	1,745	1,709
1,810	1,788	1,744
894	885	862
5,028	4,965	4,851
261	251	238
955	927	880
1,015	987	934
513	504	472
2,743	2,669	2,524
160 520	153 504	144 479
479	466	443
352	345	328
1,511	1,467	1,394
102	98	92
394	384	366
337	332	317
338	335	321
1,171	1,148	1,097
121	114	107
379	364	342
489	476	446
569	563	528
1,558	1,517	1,422
6,163	6,101	6,002
19,354	19,298	18,998
17,718	17,699	17,407
12,396	12,426	12,146
55,630	55,524	54,554

## 2 すべての患者が住所地圏域で受療すると仮定した場合の推計 〔参考〕

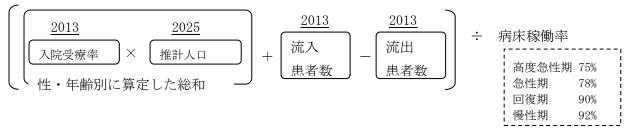
		<del>2017(H29</del> )H30年度	<del>2025(H</del> 3	<del>37R7)</del> 年	差引
圏域	病床機能	病床機能報告 (稼働病床)	医療需要 (人/日)	必要病床数 (床)	正数:過剰 △: 不足
神戸	高度急性期	2,251	1,418	1,890	361
	急性期	7,391	4,493	5,760	1,631
	回復期 慢性期	2,383 2,968	4,486 2,944	4,984 3,200	△ 2,601 △ 232
	病床数小計	14,993	13,341	15,834	△ 232 △ 841
返神	高度急性期	2,645	1,501	2,001	644
	急性期	5,903	4,473	5,735	168
	回復期	2,329	4,405	4,894	△ 2,565
	慢性期	4,884	3,307	3,594	1,290
/ ((C	病床数小計	15,761	13,686	16,224	△ 463
(阪神南)	高度急性期 急性期	2,444	918 2.641	1,224	1,220
	回復期	3,015 1,248	2,604	3,386 2,893	△ 371 △ 1,645
	慢性期	2,253	1,644	1,787	466
	病床数小計	8,960	7,807	9,290	△ 330
(阪神北)	高度急性期	201	583	777	△ 576
	急性期	2,888	1,832	2,349	539
	回復期	1,081	1,801	2,001	△ 920
	慢性期	2,631	1,663	1,807	824
<b>丰坪</b> 莊	病床数小計	6,801	5,879	6,934	△ 133
東播磨	高度急性期	430	1 709	708 2.190	△ 278
	急性期 回復期	3,523 703	1,708 1.928	2,190 2,142	1,333 △ 1,439
	慢性期	1,512	1,197	1,301	211
	病床数小計	6.168	5,364	6,341	△ 173
北播磨	高度急性期	56	211	281	△ 225
	急性期	1,640	768	985	655
	回復期	582	756	840	△ 258
	慢性期	1,393	827	899	494
	病床数小計	3,671	2,562	3,005	666
播磨姫路	高度急性期	1,082	619	825	257
	急性期	3,848	2,079	2,666	1,182
	回復期 慢性期	1,318 1,794	2,456 1,225	2,729 1.332	△ 1,411 462
	病床数小計	8,042	6,379	7,551	491
(中播磨)	高度急性期	954	419	558	396
	急性期	2,537	1,342	1,721	816
	回復期	890	1,564	1,737	△ 847
	慢性期	1,185	780	847	338
/ T L L L L L L L L L L L L L L L L L L	病床数小計	5,566	4,105	4,864	702
(西播磨)	高度急性期	128	200	267	△ 139
	急性期 回復期	1,311 428	737 892	945 992	366 △ 564
	慢性期	609	445	484	125
	病床数小計		2,274	2,687	△ 211
但馬	高度急性期	24	124	166	△ 142
	急性期	764	409	525	239
	回復期	219	431	479	△ 260
	慢性期	175	318	346	△ 171
	病床数小計	1,182	1,282	1,515	△ 333
丹波	高度急性期 急性期	520	78	104	△ 100
	回復期	88	306 298	392 331	128 △ 243
	慢性期 * 特例適用	429	292	318	111
	病床数小計		974	1,145	△ 104
淡路	高度急性期	99	94	126	△ 27
	急性期	601	298	382	219
	回復期	271	429	476	△ 205
	慢性期 <b>*特例適用</b>	782	493	535	247
	病床数小計		1,314	1,520	233
全県	高度急性期	6,591	4,576	6,100	491
	急性期	24,190	14,534	18,636	5,554
	回復期	7,893	15,189	16,876	△ 8,983
	慢性期	13,937	10,603	11,525	2,412
	病床数計	52,611	44,902	53,137	△ 526

<del>2030</del> R12年	<del>2035</del> R17年	<del>2040</del> R22年
必要病床数 (床)	必要病床数 (床)	必要病床数 (床)
1,930	1,929	1,910
6,060	6,108	6,066
5,286	5,342	5,313
3,466	3,513	3,477
16,743 2,042	16,892 2,042	16,766 2,036
5,991	6,018	6,007
5,171	5.211	5,210
3,906	3,936	3,904
17,110	17,207	17,156
1,244	1,243	1,240
3,519	3,523	3,512
3,035	3,042	3,036
1,915	1,911	1,885
9,713 797	9,719 799	9,674 796
2,472	2,496	2,494
2,472	2,490	2,494
1,991	2,025	2,018
7,397	7,488	7,482
710	696	677
2,277	2,251	2,191
2,258	2,236	2,172
1,411	1,405	1,354
6,656	6,587	6,395
279	271	261
1,011	996 862	960
872 948	942	829 900
3,110	3,071	2,949
819	798	774
2,721	2,672	2,589
2,825	2,775	2,678
1,407	1,389	1,334
7,771	7,634	7,375
557	548	536
1,766	1,745	1,709 1,744
1,810 894	1,788 885	862
5,028	4,965	4.851
261	251	238
955	927	880
1,015	987	934
513	504	472
2,743	2,669	2,524
160	153	144
520	504	479
479 352	466 345	328
1,511	1,467	328 1,394
102	98	92
394	384	366
337	332	317
338	335	321
1,171	1,148	1,097
121	114	107
379	364	342
489	476	446
569 1.559	563 1517	528 1,422
1,558 6,163	1,517 6,101	6,002
19,354	19,298	18,998
17,718	17,699	17,407
12,396	12,426	12,146
55,630	55,524	54,554

#### 【表注】

#### 1 必要病床数算定式

次の考え方に基づいた法令及び推計ツールにより算定する。



### 2 病床数推計の前提となる事項

#### (1)慢性期機能の推計に用いる入院受療率

慢性期病床の入院受療率は、現状では都道府県間の格差が大きいため、慢性期機能の推計では、実際の入 院受療率を次のいずれかの方法で補正した入院受療率を用いることにより、格差を解消することとされてい る。

「パターンA」: 全国最小の入院受療率を用いる。

「パターンB」: 入院受療率と全国最小値との差を、全国最大値が全国中央値に低下する 割合で圧縮し、得られた入院受療率を用いる。

また、Bによった場合の慢性期病床の減少率が全国中央値よりも大きく、高齢者単身世帯割合が全国平均よりも大きい圏域では、次の特例が適用できる。

「特例」: Bにより定めた入院受療率は2030(<u>平成42</u>)年に達成することとし、2025(<u>平成37</u>)年の入院受療率は2030(<u>平成42</u>)年から比例的に逆算して得られたものを用いる。

本県で用いる入院受療率は、次のとおりとした。

① 丹波、淡路 : 特例

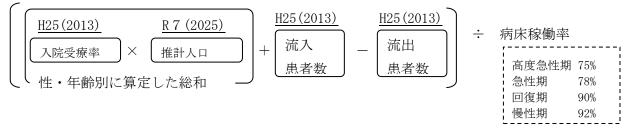
② その他の圏域:パターンB

### (2) 都道府県間の患者流動の調整(省略)

#### 【表注】

### 1 必要病床数算定式

次の考え方に基づいた法令及び推計ツールにより算定する。



### 2 病床数推計の前提となる事項

#### (1)慢性期機能の推計に用いる入院受療率

慢性期病床の入院受療率は、現状では都道府県間の格差が大きいため、慢性期機能の推計では、実際の入院受療率を次のいずれかの方法で補正した入院受療率を用いることにより、格差を解消することとされている。

「パターンA」:全国最小の入院受療率を用いる。

「パターンB」: 入院受療率と全国最小値との差を、全国最大値が全国中央値に低下する 割合で圧縮し、得られた入院受療率を用いる。

また、Bによった場合の慢性期病床の減少率が全国中央値よりも大きく、高齢者単身世帯割合が全国平均よりも大きい圏域では、次の特例が適用できる。

「特例」: Bにより定めた入院受療率は<u>今和 12(2030)</u>年に達成することとし、<u>今和 7 (2025)</u>年の入院受療率は<u>今和 12(2030)</u>年から比例的に逆算して得られたものを用いる。

本県で用いる入院受療率は、次のとおりとした。

① 丹波、淡路 : 特例

② その他の圏域:パターンB

### (2) 都道府県間の患者流動の調整(省略)

### 【留意事項】

#### 1 省略

- 2 各項目の最大値となる年を 着色 している。2025 年以降の推計によれば、医療需要のピークは、高齢化の進行度合いの違いにもよるが、都市部ではおおむね 2035 年、近郊部でも 2025~2030 年となる。このことから、地域医療構想の推進は、2025 年の推計のみならず、その後の推移も視野に入れて行う必要がある。
- 3 現況病床数として、平成28年病床機能報告における稼働病床数を掲載しているが、 病床機能の選択は医療機関の判断による自己申告であり、また、異なる機能の病床が混在する 病棟でも病棟単位で機能区分を選択することから、正確な機能別病床数は把握されていない。 また、推計ツールによる2025 (平成37)年必要病床数の将来推計は一定の仮定のもとでの試 算であり、さらに病床機能報告とは病床機能の定義が異なるため単純に比較できない等、数値 は今後、精緻化が必要である。

したがってあくまで便宜上、将来推計よりも現況数が少ない場合を「不足」、多い場合を「過剰」として表示している。

#### 4・5 省略

### 【留意事項】

### 1 省略

- 2 各項目の最大値となる年を 着色 している。<u>今和7 (2025)</u>年以降の推計によれば、医療需要のピークは、高齢化の進行度合いの違いにもよるが、都市部ではおおむね <del>2035</del> 令和 17 年、近郊部でも<u>令和7 (2025)</u>~<u>令和12 (2030)</u>年となる。このことから、地域医療構想の推進は、令和7 (2025)年の推計のみならず、その後の推移も視野に入れて行う必要がある。
- 3 現況病床数として、平成28年病床機能報告における稼働病床数を掲載しているが、 病床機能の選択は医療機関の判断による自己申告であり、また、異なる機能の病床が混在する 病棟でも病棟単位で機能区分を選択することから、正確な機能別病床数は把握されていない。 また、推計ツールによる<u>令和7(2025)</u>年必要病床数の将来推計は一定の仮定のもとでの試算 であり、さらに病床機能報告とは病床機能の定義が異なるため単純に比較できない等、数値は 今後、精緻化が必要である。

したがってあくまで便宜上、将来推計よりも現況数が少ない場合を「不足」、多い場合を「過剰」として表示している。

#### 4・5 省略

## 3 居宅等における医療の必要量推計(医療法施行規則第30条の28の4第1号)

						(人/日)
圏	<del>talt</del>		2013年の	2	025年の医療需	き要
	坝		医療需要		現在+ 自然増分	地域医療構想 による増加分
神戸		在宅医療等	16,765	26,547		
		うち訪問診療分	11,366	17,413	16,981	432
阪神	阪神南	在宅医療等	10,722	17,836		
		うち訪問診療分	7,708	12,790	12,160	630
	阪神北	在宅医療等	5,832	11,554		
		うち訪問診療分	3,429	7,842	6,691	1,151
東播磨	-	在宅医療等	4,509	7,844		
		うち訪問診療分	2,268	4,520	4,002	518
北播磨		在宅医療等	2,308	3,057		
		うち訪問診療分	1,160	1,441	1,255	186
播磨姫路	中播磨	在宅医療等	4,140	6,031		
		うち訪問診療分	2,136	3,274	3,054	220
	西播磨	在宅医療等	2,312	2,939		
		うち訪問診療分	1,103	1,497	1,249	248
但馬		在宅医療等	1,917	2,167		
		うち訪問診療分	943	1,097	1,074	23
丹波		在宅医療等	1,063	1,402		
		うち訪問診療分	504	705	657	48
淡路		在宅医療等	1,474	1,881		
		うち訪問診療分	681	992	712	280
合計		在宅医療等	51,040	81,257		
		うち訪問診療分	31,298	51,571	47,835	3,736

4 慢性期病床推計に特例を適用した場合の、<u>平成42年</u>の病床数の必要量 (医療法施行規則第30条の28の4第2号)

		2030(平成42)年の推計			
圏域	病床機能	医療需要(人/日)	必要病床数(床)		
丹波	慢性期	259.1	282		
淡路	慢性期	357.5	389		

## 3 居宅等における医療の必要量推計(医療法施行規則第30条の28の4第1号)

	•				(人/日)
		<del>2013</del> 平成25年	202	5 <mark>令和7</mark> 年の医	療需要
圏域		の 医療需要		現在+ 自然増分	地域医療構想 による増加分
神戸	在宅医療等	16,765	26,547		
	うち訪問診療分	11,366	17,393	16,981	412
阪神	在宅医療等	16,553	29,390		
	うち訪問診療分	11,137	20,632	18,851	1,781
(阪神南)	在宅医療等	10,722	17,836		
	うち訪問診療分	7,708	12,790	12,160	630
(阪神北)	在宅医療等	5,832	11,554		
	うち訪問診療分	3,429	7,842	6,691	1,151
東播磨	在宅医療等	4,509	7,844		
	うち訪問診療分	2,268	4,520	4,002	518
北播磨	在宅医療等	2,308	3,057		
	うち訪問診療分	1,160	1,441	1,255	186
播磨姫路	在宅医療等	6,452	8,970		
	うち訪問診療分	3,239	4,771	4,303	468
(中播磨)	在宅医療等	4,140	6,031		
	うち訪問診療分	2,136	3,274	3,054	220
(西播磨)	在宅医療等	2,312	2,939		
	うち訪問診療分	1,103	1,497	1,249	248
但馬	在宅医療等	1,917	2,167		
	うち訪問診療分	943	1,097	1,074	23
丹波	在宅医療等	1,063	1,402		
	うち訪問診療分	504	705	657	48
淡路	在宅医療等	1,474	1,881		
	うち訪問診療分	681	992	712	280
合計	在宅医療等	51,040	81,257		
	うち訪問診療分	31,298	51,551	47,835	3,716

4 慢性期病床推計に特例を適用した場合の、<u>令和12</u>年の病床数の必要量 (医療法施行規則第30条の28の4第2号)

		<del>2030(平成42)</del> 令和12年の推計			
圏域	病床機能	医療需要(人/日)	必要病床数(床)		
丹波	慢性期	259.1	282		
淡路	慢性期	357.5	389		

#### 【表注】

- 1 推計ツールによる 2025 年の居宅等医療需要は、次の値の合計である。
- ① 訪問診療を受けることが見込まれる患者数
- ② 介護老人保健施設の施設サービス受給が見込まれる患者数
- ③ 一般病床の入院患者で医療資源投入量が 175 点未満の患者数
- ④ 療養病床の入院患者で医療区分1※の患者数の70%
- ⑤ 療養病床の入院患者のうち入院受療率の地域差解消分

※医療区分:療養病棟の診療報酬の施設基準に用いられる、入院患者の状態像であり、次のとおり区分される。

- 医療区分3:スモン、24時間の持続点滴、中心静脈栄養など
- ・医療区分2:筋ジストロフィー、多発性硬化症、透析、頻回の血糖検査など
- ・医療区分1:医療区分2と3以外
- 2 在宅医療は在宅で行われることから、2025年の居宅等医療需要は、病床の推計方法と関係なく、推計ツールにより患者住所地ベースで推計した。
- 3 推計ツールによる 2013 年の居宅等医療需要は、次の値の合計である。
- ① 訪問診療を受ける患者数
- ② 介護老人保健施設の施設サービス受給患者数
- ③ 一般病床の入院患者で医療資源投入量が 175 点未満の患者数
- ④ 療養病床の入院患者で医療区分1の患者数の70%

なお、③④については、本来は患者住所地の圏域に加算するべきところ、仕様上、圏域間 の患者流動が反映されることとなっている。

- 4 「地域医療構想による増加分」として示した訪問診療分の医療需要は、介護施設で対応する分の医療需要との間で協議・調整したものである。
- (1) 2025 年に在宅等での対応が必要となる市町ごとの医療需要を推計
- (2) 推計した医療需要のうち、訪問診療(医療計画)と介護施設(介護保険事業(支援)計画) で各々対応する部分につき、郡市医師会と市町との間で協議・調整
- (3) 圏域ごとに「医療・介護協議の場」を設け、(2)で協議調整した内容を確定

#### 【表注】

- 1 推計ツールによる令和7 (2025) 年の居宅等医療需要は、次の値の合計である。
- ① 訪問診療を受けることが見込まれる患者数
- ② 介護老人保健施設の施設サービス受給が見込まれる患者数
- ③ 一般病床の入院患者で医療資源投入量が175点未満の患者数
- ④ 療養病床の入院患者で医療区分1※の患者数の70%
- ⑤ 療養病床の入院患者のうち入院受療率の地域差解消分

※医療区分:療養病棟の診療報酬の施設基準に用いられる、入院患者の状態像であり、次のとおり区分される。

- ・医療区分3:スモン、24時間の持続点滴、中心静脈栄養など
- ・医療区分2: 筋ジストロフィー、多発性硬化症、透析、頻回の血糖検査など
- ・医療区分1:医療区分2と3以外
- 2 在宅医療は在宅で行われることから、<u>今和7 (2025)</u>年の居宅等医療需要は、病床の推計 方法と関係なく、推計ツールにより患者住所地ベースで推計した。
- 3 推計ツールによる平成25(2013)年の居宅等医療需要は、次の値の合計である。
- ① 訪問診療を受ける患者数
- ② 介護老人保健施設の施設サービス受給患者数
- ③ 一般病床の入院患者で医療資源投入量が 175 点未満の患者数
- ④ 療養病床の入院患者で医療区分1の患者数の70%

なお、③④については、本来は患者住所地の圏域に加算するべきところ、仕様上、圏域間 の患者流動が反映されることとなっている。

- 4 「地域医療構想による増加分」として示した訪問診療分の医療需要は、介護施設で対応する分の医療需要との間で協議・調整したものである。
- (1) 今和7(2025)年に在宅等での対応が必要となる市町ごとの医療需要を推計
- (2) 推計した医療需要のうち、訪問診療(医療計画)と介護施設(介護保険事業(支援)計画) で各々対応する部分につき、郡市医師会と市町との間で協議・調整
- (3) 圏域ごとに「医療・介護協議の場」を設け、(2)で協議調整した内容を確定

## 第6章 医療提供体制を実現するための施策と推進体制

- 1 基本的な考え方(省略)
- 2 県全体に関わる課題及び具体的施策
- ① 病床の機能分化・連携の推進

本的事項】  意性期から在宅医療に至る一連の医療 ービスを切れ目なく提供できるように、 られた医療資源を有効に活用する必要 ある。 生期及び慢性期病床が過剰となる一方、 复期病床が不足すると見込まれる。 生期病床が過剰である場合、患者の受け となる在宅医療体制、介護保険施設等の 呆が先決である。 25年以降も入院患者数の増加が見込まることを踏まえる必要がある。 成内充足率を向上させる一方、他圏域か の流入にも備える必要がある。 を関病床など潜在的な医療資源の有効活 を図る必要がある。	【全体の方向性】 ・将来の機能別医療需要を踏まえて、医療機関の自主的な取り組みを促進 ・病床機能転換推進事業の活用 ・病床配分にあたり、圏域で不足する病床機能や、圏域内での偏在解消に留意 ・医療機関の改修等にあたり、不足する病床機能への転換を促進 ・休止中の病床の稼働にあたり、不足する病床機能を補う形での活用を促進 ・非稼働病床の活用・返還等を促す ・病床機能報告の内容、地域医療介護総合確保基金の活用事例等、情報の共有
ービスを切れ目なく提供できるように、 された医療資源を有効に活用する必要 ある。 生期及び慢性期病床が過剰となる一方、 复期病床が不足すると見込まれる。 生期病床が過剰である場合、患者の受け となる在宅医療体制、介護保険施設等の 呆が先決である。 25年以降も入院患者数の増加が見込ま ることを踏まえる必要がある。 成内充足率を向上させる一方、他圏域か の流入にも備える必要がある。 最働病床など潜在的な医療資源の有効活	関の自主的な取り組みを促進 ・病床機能転換推進事業の活用 ・病床配分にあたり、圏域で不足する病床機能や、圏域内での偏在解消に留意 ・医療機関の改修等にあたり、不足する病床機能への転換を促進 ・休止中の病床の稼働にあたり、不足する療床機能を補う形での活用を促進 ・非稼働病床の活用・返還等を促す ・病床機能報告の内容、地域医療介護総合確保基金の活用事例等、情報の共有
られた医療資源を有効に活用する必要 ある。 生期及び慢性期病床が過剰となる一方、 复期病床が不足すると見込まれる。 生期病床が過剰である場合、患者の受け となる在宅医療体制、介護保険施設等の 呆が先決である。 25年以降も入院患者数の増加が見込ま ることを踏まえる必要がある。 域内充足率を向上させる一方、他圏域か の流入にも備える必要がある。 最働病床など潜在的な医療資源の有効活	<ul> <li>・病床機能転換推進事業の活用</li> <li>・病床配分にあたり、圏域で不足する病床機能や、圏域内での偏在解消に留意</li> <li>・医療機関の改修等にあたり、不足する病床機能への転換を促進</li> <li>・休止中の病床の稼働にあたり、不足する症床機能を補う形での活用を促進</li> <li>・非稼働病床の活用・返還等を促す</li> <li>・病床機能報告の内容、地域医療介護総合確保基金の活用事例等、情報の共有</li> </ul>
生期及び慢性期病床が過剰となる一方、 复期病床が不足すると見込まれる。 生期病床が過剰である場合、患者の受け となる在宅医療体制、介護保険施設等の 呆が先決である。 25年以降も入院患者数の増加が見込まることを踏まえる必要がある。 成内充足率を向上させる一方、他圏域か の流入にも備える必要がある。 最働病床など潜在的な医療資源の有効活	<ul> <li>・病床配分にあたり、圏域で不足する病床機能や、圏域内での偏在解消に留意</li> <li>・医療機関の改修等にあたり、不足する病床機能への転換を促進</li> <li>・休止中の病床の稼働にあたり、不足する病床機能を補う形での活用を促進</li> <li>・非稼働病床の活用・返還等を促す</li> <li>・病床機能報告の内容、地域医療介護総合確保基金の活用事例等、情報の共有</li> </ul>
生期及び慢性期病床が過剰となる一方、 复期病床が不足すると見込まれる。 生期病床が過剰である場合、患者の受け となる在宅医療体制、介護保険施設等の 呆が先決である。 25年以降も入院患者数の増加が見込ま ることを踏まえる必要がある。 成内充足率を向上させる一方、他圏域か の流入にも備える必要がある。 環動病床など潜在的な医療資源の有効活	能や、圏域内での偏在解消に留意 ・医療機関の改修等にあたり、不足する病床機能への転換を促進 ・休止中の病床の稼働にあたり、不足する症床機能を補う形での活用を促進 ・非稼働病床の活用・返還等を促す ・病床機能報告の内容、地域医療介護総合確保基金の活用事例等、情報の共有
复期病床が不足すると見込まれる。 生期病床が過剰である場合、患者の受け となる在宅医療体制、介護保険施設等の 呆が先決である。 25年以降も入院患者数の増加が見込ま ることを踏まえる必要がある。 成内充足率を向上させる一方、他圏域か の流入にも備える必要がある。 最働病床など潜在的な医療資源の有効活	能や、圏域内での偏在解消に留意 ・医療機関の改修等にあたり、不足する病床機能への転換を促進 ・休止中の病床の稼働にあたり、不足する症床機能を補う形での活用を促進 ・非稼働病床の活用・返還等を促す ・病床機能報告の内容、地域医療介護総合確保基金の活用事例等、情報の共有
生期病床が過剰である場合、患者の受け となる在宅医療体制、介護保険施設等の 呆が先決である。 25年以降も入院患者数の増加が見込ま ることを踏まえる必要がある。 成内充足率を向上させる一方、他圏域か の流入にも備える必要がある。 最働病床など潜在的な医療資源の有効活	能や、圏域内での偏在解消に留意 ・医療機関の改修等にあたり、不足する病所機能への転換を促進 ・休止中の病床の稼働にあたり、不足する病床機能を補う形での活用を促進 ・非稼働病床の活用・返還等を促す ・病床機能報告の内容、地域医療介護総合確保基金の活用事例等、情報の共有
となる在宅医療体制、介護保険施設等の 呆が先決である。 25年以降も入院患者数の増加が見込まることを踏まえる必要がある。 成内充足率を向上させる一方、他圏域か の流入にも備える必要がある。 最働病床など潜在的な医療資源の有効活	<ul> <li>・医療機関の改修等にあたり、不足する病所機能への転換を促進</li> <li>・休止中の病床の稼働にあたり、不足する病床機能を補う形での活用を促進</li> <li>・非稼働病床の活用・返還等を促す</li> <li>・病床機能報告の内容、地域医療介護総合確保基金の活用事例等、情報の共有</li> </ul>
25年以降も入院患者数の増加が見込まることを踏まえる必要がある。 成内充足率を向上させる一方、他圏域かの流入にも備える必要がある。 最働病床など潜在的な医療資源の有効活	<ul><li>・休止中の病床の稼働にあたり、不足する症 床機能を補う形での活用を促進</li><li>・非稼働病床の活用・返還等を促す</li><li>・病床機能報告の内容、地域医療介護総合確 保基金の活用事例等、情報の共有</li></ul>
一一 ることを踏まえる必要がある。 成内充足率を向上させる一方、他圏域か の流入にも備える必要がある。 最動病床など潜在的な医療資源の有効活	床機能を補う形での活用を促進 ・非稼働病床の活用・返還等を促す ・病床機能報告の内容、地域医療介護総合確保基金の活用事例等、情報の共有
成内充足率を向上させる一方、他圏域か の流入にも備える必要がある。 最働病床など潜在的な医療資源の有効活	<ul><li>・非稼働病床の活用・返還等を促す</li><li>・病床機能報告の内容、地域医療介護総合確保基金の活用事例等、情報の共有</li></ul>
の流入にも備える必要がある。 最動病床など潜在的な医療資源の有効活	<ul><li>・病床機能報告の内容、地域医療介護総合確保基金の活用事例等、情報の共有</li></ul>
受働病床など潜在的な医療資源の有効活	保基金の活用事例等、情報の共有
	<ul><li>・医療需要に応じた専門医の配置等、医療提供体制の向上</li></ul>
度急性期機能】(省略)	【高度急性期機能】(省略)
【急性期機能】(省略)	【急性期機能】(省略)
复期機能】(省略)	【回復期機能】(省略)
生期機能】(省略)	【慢性期機能】(省略)
	【医療機関間の連携】(省略)

## 第6章 医療提供体制を実現するための施策と推進体制

- 1 基本的な考え方(省略)
- 2 県全体に関わる課題及び具体的施策
- ① 病床の機能分化・連携の推進

	現状と課題	具体的施策
病床機能の	【基本的事項】	【全体の方向性】
<b></b> 再編	・高度急性期から在宅医療に至る一連の医療	・将来の機能別医療需要を踏まえて、医療機
分化・連	サービスを切れ目なく提供できるように、	関の自主的な取り組みを促進
<b>集</b> )	限られた医療資源を有効に活用する必要	<ul><li>病床機能転換推進事業や医療機関再編統合</li></ul>
	がある。	等支援事業、病床規模適正化整備支援事業
	・急性期及び慢性期病床が過剰となる一方、	の活用
	回復期病床が不足すると見込まれる。	・病床配分にあたり、圏域で不足する病床機
	・慢性期病床が過剰である場合、患者の受け	能や、圏域内での偏在解消に留意
	皿となる在宅医療体制、介護保険施設等の	・医療機関の改修等にあたり、不足する病床
	確保が先決である。	機能への転換を促進
	· <u>令和7(2025)</u> 年以降も入院患者数の増加が	・休止中の病床の稼働にあたり、不足する病
	見込まれることを踏まえる必要がある。	床機能を補う形での活用を促進
	・圏域内充足率を向上させる一方、他圏域か	・非稼働病床の活用・返還等を促す
	らの流入にも備える必要がある。	・病床機能報告の内容、地域医療介護総合確
	・非稼働病床など潜在的な医療資源の有効活	保基金の活用事例等、情報の共有
	用を図る必要がある。	<ul><li>・医療需要に応じた専門医の配置等、医療提供体制の向上</li></ul>
	【高度急性期機能】(省略)	【高度急性期機能】(省略)
	【回復期機能】(省略)    【回復期機能	【急性期機能】(省略)
		【回復期機能】(省略)
		【慢性期機能】(省略)

在宅医療提		
供体制、介		
護保険施設	(省略)	(省略)
の確保と連		
携強化		
5疾病対策	(省略)	(省略)
救急医療体	(省略)	(省略)
制	(有單)	(有呼)
公立病院	(省略)	(省略)
普及啓発	(省略)	(省略)

## ② 在宅医療の充実(省略)

## ③ 医療従事者の確保(省略)

# ④ その他

	現状と課題	具体的施策
他府県・他		
圏域との連	(省略)	(省略)
携		
地域包括ケ		
アシステム	(八 <b>)</b> m 夕 )	( / M (
構築に向け	(省略)	(省略)
た取組		
普及啓発	(省略)	(省略)
進捗管理	(省略)	(省略)

在宅医療提		
供体制、介		
護保険施設	(省略)	(省略)
の確保と連		
携強化		
5疾病対策	(省略)	(省略)
救急医療体	(省略)	(省略)
制	(音呼ば)	(自呼)
公立病院	(省略)	(省略)
普及啓発	(省略)	(省略)

## ② 在宅医療の充実(省略)

# ③ 医療従事者の確保(省略)

# ④ その他

	現状と課題	具体的施策
他府県・他		
圏域との連	(省略)	(省略)
携		
地域包括ケ		
アシステム	(省略)	(省略)
構築に向け	(有 峪)	(有)
た取組		
普及啓発	(省略)	(省略)
進捗管理	(省略)	(省略)
地域医療構	○地域医療構想調整会議の議論の活性化が	○地域医療構想懇話会による方針の周知・共
想調整会議	<u>必要である。</u>	<u>有</u>
による協議		○地域医療構想アドバイザーの設置による
		地域医療構想調整会議への助言・指導

### 第7章 地域医療構想の実現に向けた更なる取組について

### 1 公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等

### (1)国の要請

国は、地域医療構想の実現に向け、地域医療構想調整会議における地域の現状や将来像を踏まえた議論 を活性化させることを目的に、一定の条件を設定し、全ての公立・公的医療機関等の高度急性期・急性期 機能に着目した診療実績データの分析を行った。

本分析により一定の基準に満たないと判定された医療機関については、各圏域の地域医療構想調整会議の場において、「①現在の地域の急性期機能や人口とその推移等の医療機関を取り巻く環境を踏まえた、2025年を見据えた自医療機関の役割」「② 分析の対象とした領域ごとの医療機能の方向性(他の医療機関との機能統合や連携、機能縮小、機能廃止等)」「①②を踏まえた機能別の病床数の変動」について、改めて協議し合意を得るとともに、将来を見据えた構想区域全体の医療提供体制についても議論するよう、国は都道府県に要請した(令和2年1月17日付け厚生労働省医政発0117号第4号厚生労働省医政局長通知「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」)。

<u>また、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、再検証等の期限を含め、地域医療構想の取組の進め</u> 方については、国の社会保障審議会(医療部会)における今後の医療提供体制についての議論の状況や地 方自治体の意見等を踏まえ、厚生労働省において改めて整理することになっている。

### (2) 本県の対応

本県では、国のからの通知に基づき、各地域医療構想調整会議において、今般の新型コロナウイルス感染症対策において各医療機関が果たしてきた役割等も踏まえつつ、地域の実情に応じて、医療機関の自主的な取組みを基本とした必要な検討を行っている。

### 2 地域医療構想の実現に向けた国による重点支援区域の選定

#### (1) 重点支援区域について

国は、経済財政運営と改革の基本方針 2019 (令和元年 6 月 21 日閣議決定) において、地域医療構想の 実現に向け、全ての公立・公的医療機関等に係る具体的対応方針について診療実績データの分析を行い、 具体的対応方針の内容が民間医療機関では担えない機能に重点化され、2025 年において達成すべき医療 機能の再編、病床数等の適正化に沿ったものとなるよう、重点支援区域の設定を通じて国による助言や集 中的な支援を行うことしている。

### <u>(2)</u>本県の状況

本県では、令和2年8月25日付けで「阪神区域(対象医療機関:市立伊丹病院及び公立学校共済組合 近畿中央病院、市立川西病院及び医療法人協和会協立病院)」が選定された。今後は、地域医療構想調整 会議における医療機関の自主的な取組みを基本とし、関係者の合意に基づき行われる再編統合等につい て、地域医療介護総合確保基金などを活用した支援を実施する。